省　令

○厚生労働省令第八十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条の二第一項本文」を「第一条の三第一項本文」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者

第二条の二中「第一条の二第一項の表インフルエンザの項第二号」を「第一条の三第一項の表インフルエンザの項第二号」に、「じん臓」を「腎臓」に改める。

第二条の六を第二条の七とする。

第二条の五中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条を第二条の六とする。

第二条の四中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条を第二条の五とする。

第二条の三中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条を第二条の四とする。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者）

第二条の三　令第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

第五条の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の次に次のように加える。

水痘	四時間	
アナフィラキシー		
血小板減少性紫斑病	二十八日	
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	

第五条の表に次のように加える。

アナフィラキシー	四時間	
ギラン・バレ症候群	二十八日	
血小板減少性紫斑病	二十八日	
蜂巣炎（これに類する症状であって、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	七日	
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　インフルエンザの予防接種（第二十条）」を「第九章　水痘の予防接種（第二十条）
第十章　インフルエンザの予防接種（第二十一条）
第十一章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十二条）」に改める。

第六条中「第七号」を「第八号」に改める。

第八条中「又はインフルエンザ」を「、水痘、インフルエンザ又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）」に、「第九章」を「第十一章」に改める。

第十七条第三項及び第十八条第三項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

第二十条を第二十一条とする。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章　水痘の予防接種

（接種の方法）

第二十条　水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを三月以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

本則に次の一章を加える。

第十一章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

（接種の方法）

第二十二条　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種は、二十三価肺炎球菌莢（きょう）膜ポリサッカライドワクチンを一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則第二条及び第三条中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号」を「第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号」を「第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十七号。以下「改正令」という。）の施行の日から施行する。

（水痘の予防接種に係る特例）

2　生後三十六月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者に係る改正令附則第二項において読み替えて適用する予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三第一項の規定による水痘の予防接種は、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十条の規定にかかわらず、乾燥弱毒生水痘ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3　この省令の施行前の注射であって、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十条に規定する水痘の注射に相当するものについては、当該注射を同条に規定する水痘の注射と、当該注射を受けた者については、同条の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。